



■□中央区社会福祉協議会□■

車いす貸出しのご案内



R8. 7. 7 改訂

中央区社会福祉協議会では、日常生活の行動範囲を広げ福祉の増進を図ることを目的に企業や団体、個人の方などからご寄付いただいた車いすを、区民の方に貸し出しています。

■対象者

- ①中央区社会福祉協議会の個人会員及びその家族で、高齢者（おおむね65歳以上）又は身体障害者手帳を所持する方、もしくは何らかの理由で車いすが必要な方
- ②「虹のサービス」利用会員
- ③会員以外で、通院や退院、旅行、ケガなどで一時的に車いすが必要な方

*中央区社会福祉協議会の個人会員でない場合は、利用申し込み時に加入可能です。

*緊急一時的に必要な場合を除き、介護保険制度等で車いすをご利用いただける方は原則として他制度のご利用をお願いしています。

*中央区在住が確認できるもの（健康保険証、免許証など）をお持ちください。

■貸出期間

- ①会員 6カ月以内

*やむを得ない理由がある場合に限り、延長ができます。（上限延べ12カ月）

延長希望につきましては社会福祉協議会にご相談ください。

1カ月を超える貸出は、原則1人1度のみです。

- ②会員外 1カ月以内

*1カ月を超える貸出しは会員向けサービスとなりますので、入会をお願いします。

貸出利用中の延長希望及び会員登録につきましては、社会福祉協議会在宅福祉部推進課（裏面参照）までお電話にてご相談ください。

■利用料 無料

（ただし、1カ月以上の貸出しには社会福祉協議会入会の必要あり。年度会費1,000円以上）

■車いすのタイプ

*自走式：タイヤが大きく、ハンドリムを回して自分で操作するもの。（介助者が押すことも可能）

*介助式：タイヤが小さく、付添いの方が後ろから押すもの。（自分での操作は不可）

■貸出窓口に来られない方へのサービス（在宅福祉部推進課でのみ受付）

民間タクシー会社と提携し、車いすをお届け・返却する搬送サービスを行っております。

ご希望の方は社会福祉協議会在宅福祉部推進課（裏面参照）までお問合わせください。

*片道搬送料：2,200円（区内同一料金）

■貸出窓口及び問合せ先

貸出窓口	連絡先	受付日時	
中央区社会福祉協議会 在宅福祉部 推進課	八丁堀4-1-5 ※大規模改修工事のため、 令和8年9月24日以降は下記 住所に仮移転します。 八丁堀3-17-9 京華スクエア 3F TEL3206-0603	月～金 8:30～17:00	年末年始祝祭日を除く
	中央区社会福祉協議会 さわやかワーク中央 TEL3865-3661	月～金 8:30～17:00	
	日本橋特別出張所 区民係 TEL3666-4253	水を除く、月～金 8:30～17:00 水 8:30～19:00	
	月島特別出張所 区民係 TEL3531-1153		
	晴海特別出張所 区民係 TEL3520-8096		
シニアセンター	佃1-11-1 TEL3531-7813	年末年始と休館日を除く月～日 9:00～21:00	

＊車いすの在庫には限りがありますので、事前にお電話で確認の上、お時間に余裕をもってお越しください。

■注意事項

＊シルバーカーとの併用利用はできません。シルバーカーの利用を希望する場合は、速やかに車いすをご返却ください。

＊車いすの貸出し事業は善意のご寄付のもと行っております。多くの区民の方々のお役に立てますよう、貸出し期間等にご理解・ご協力のほど、よろしくお願いいたします。

また、車いすは次に借りる方のために大切にお使いください。

通常の使用方法以外のご使用による破損等は、修理料金をいただく場合がございます。

